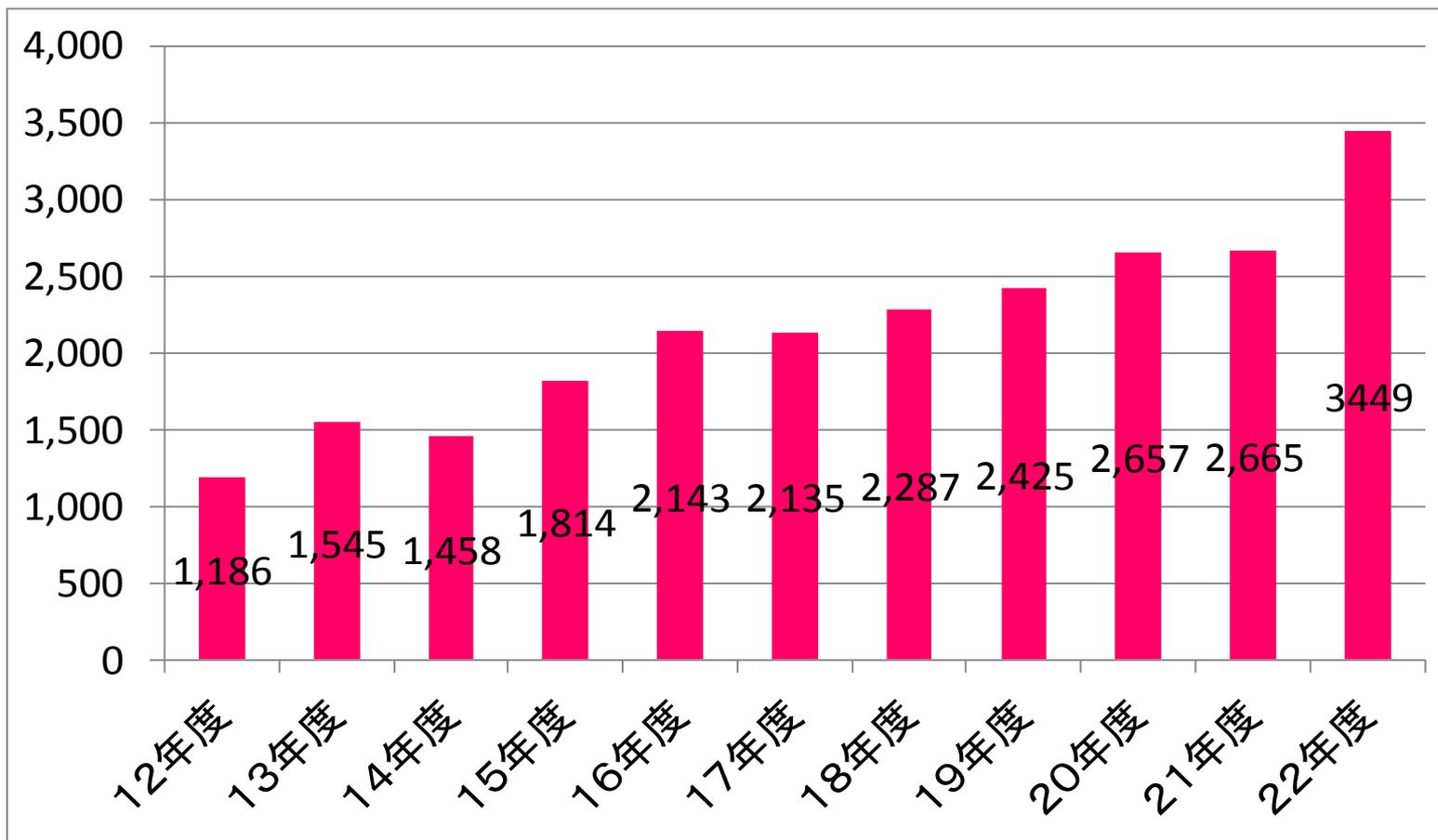


2012/9/19 児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会

# 小児医療センターにおける虐待対応の 取り組みと関係機関との連携

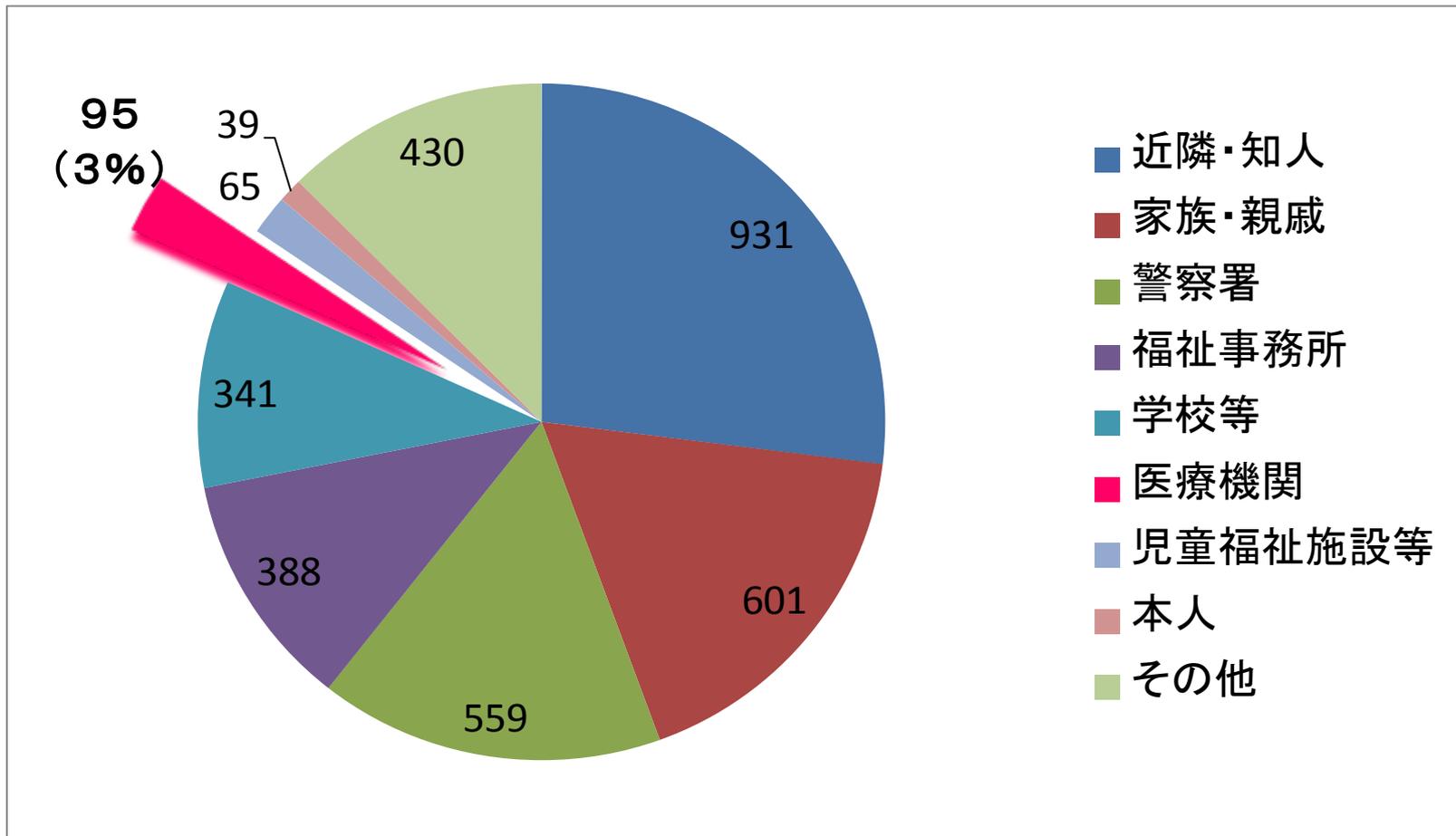
埼玉県立小児医療センター  
医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）  
平野 朋美

# 埼玉県における児童虐待 通告件数の推移



平成23年度「埼玉の児童相談」より作成

# 平成22年度 虐待通告経路



# 埼玉県立小児医療センターの概要

- ・さいたま市岩槻区に位置する小児専門の第三次医療機関
- ・1983(昭和58)年に開設
- ・病床数300床(うちNICU・GCUは42床)
- ・平成23年度の病床利用率は75.3%、  
平均在院日数は15.1日

## 小児虐待対応チーム(Child Abuse Action Team 通称 CAAT)の設立

- ①虐待対応中心メンバーであった医師の退職、
  - ②死亡事例の発生、③組織的対応の必要性をきっかけに、
- 2003(平成15)年10月に発足

# 児童虐待対応体制の概要

# 対応の基本原則

- 1 子どもの安全を第一に考える。
- 2 身体的虐待のみならず、あらゆる不適切な養育 (maltreatment) に対応する。
- 3 子どもの身体的な医療処置はすみやかに行う。
- 4 一つの診療科を孤立させることなく病院全体として対応する。
- 5 入院の適応は、医学的な見地に基づき主治医およびチームで判断する。
- 6 地域医療機関とも積極的な連携をとり、病院の特色に応じた役割分担を行う。

# 構成メンバー

チームリーダー：外科系副病院長

医師：脳神経外科、総合診療科、放射線科

代謝・内分泌科、未熟児新生児科

精神科、整形外科、眼科

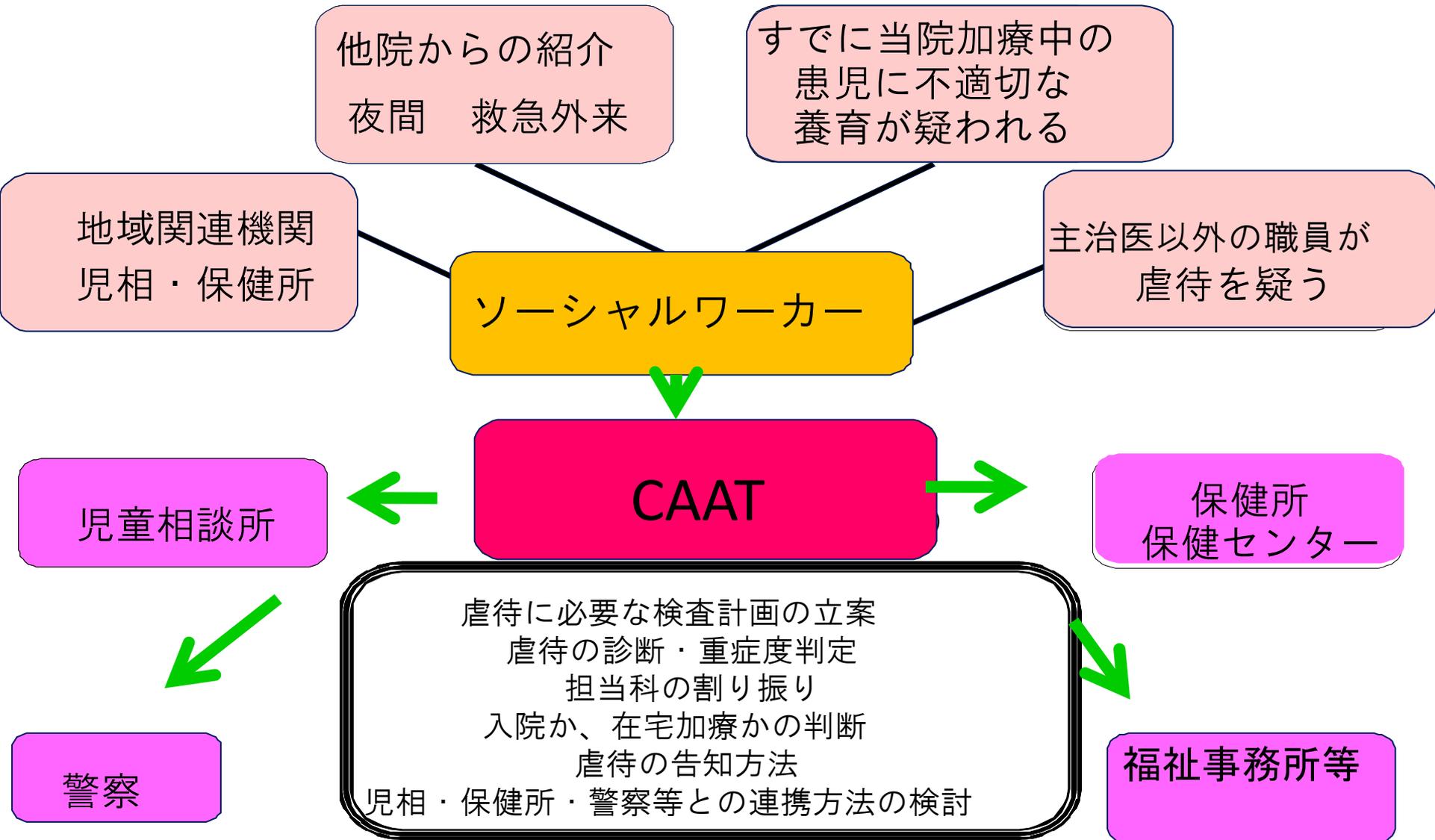
看護師：看護部副部長、

未熟児新生児病棟、外来

在宅支援相談室

ソーシャルワーカー

# 対応の実際(院内フロー)



# **虐待対応体制設立による効果**

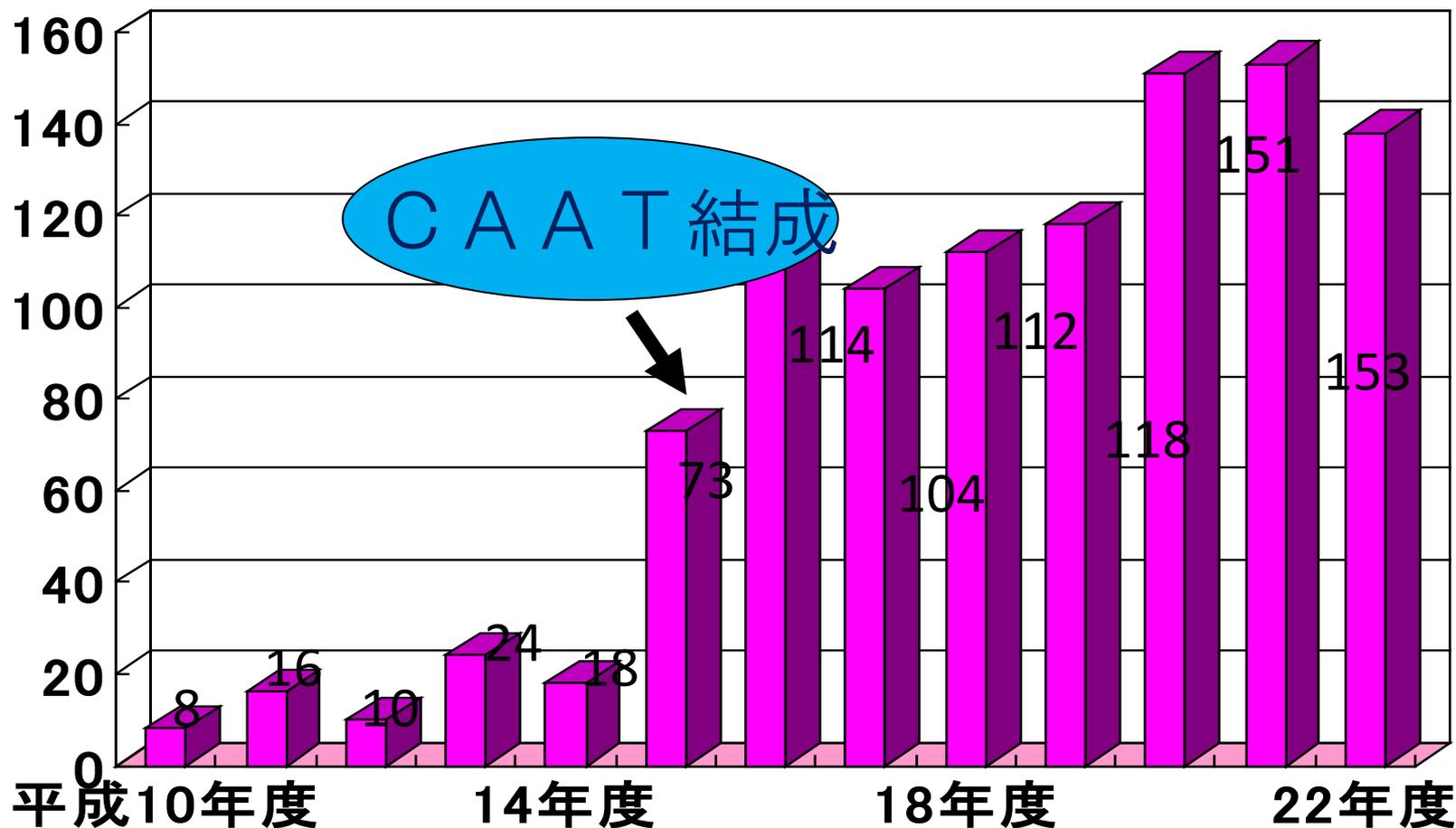
# CAAT発足からの歩み

2011年

脳死下臓器提供における  
虐待の除外判断

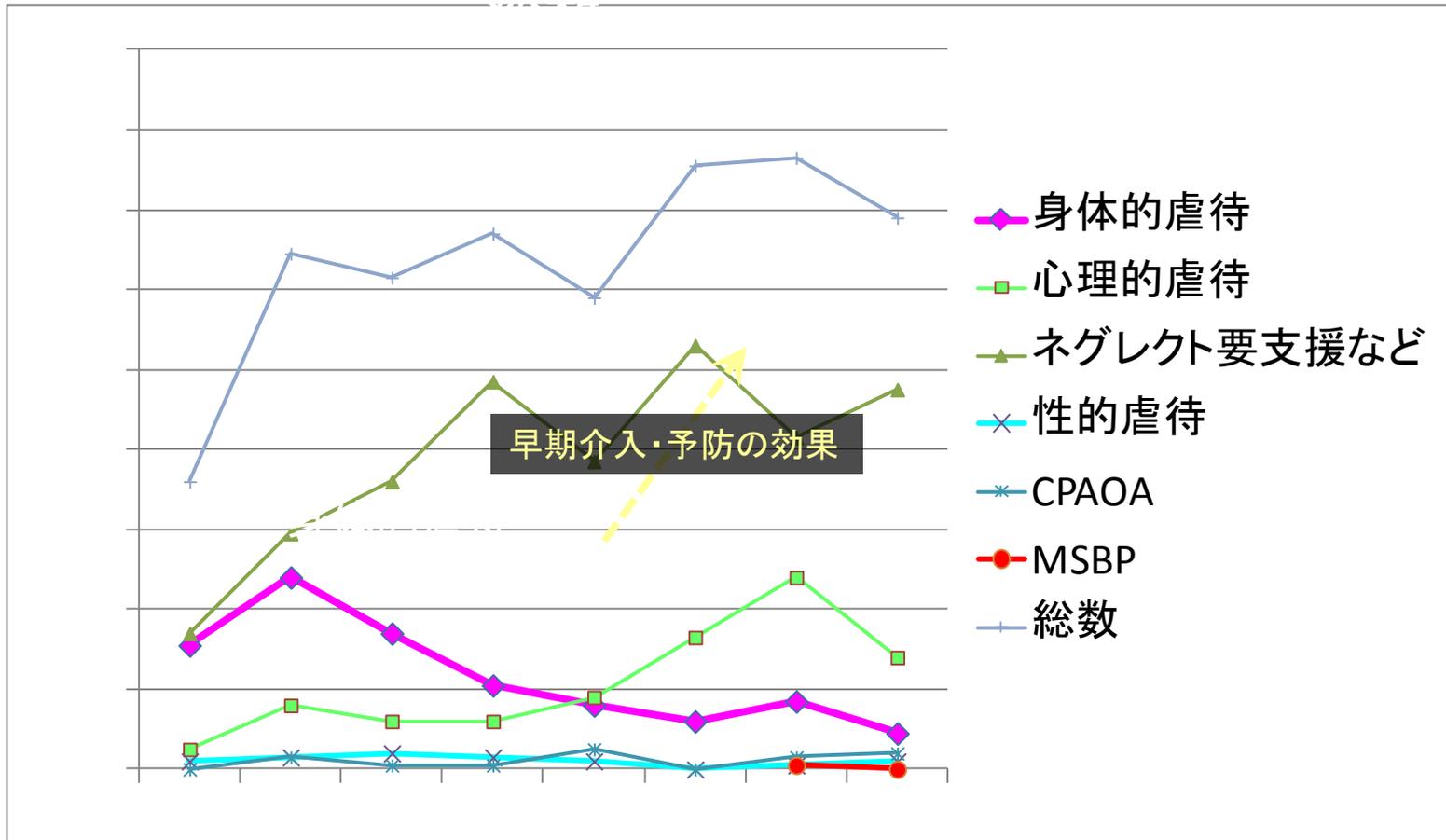
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
体制の整備	基本原則の整備		書面による通告		症例分類を検討 ～不適切養育を 中心に		
入院に対する調整	入院日数長期化 に対する本庁と の調整	一時保護委託へ の日常生活面での 配慮				乳児院・児童相談 所等関係機関 との会議	乳児院・重心施設 ・児童相談所 医療機関等関係 機関との会議
家庭支援					事故防止活動を 開始		重症な身体的虐待 をうけた乳児 への母子支援
親権者同意の得られない ケースへの治療			治療に対し親権 者の同意が得られ ない場合の院内 対応				重症の医療ネグ レクトケースへの 対応
周産期予防			未熟児新生児科 の参加	リスク評価のため のチェックリスト 作成／周産期から の虐待予防事業への 参加		予防的観点から 活動の課題を整理	
院内研修		死亡事例に対する 院内症例検討	医師会による地域 調査／地域医療機 関との連携をもと にしたシンポジウム		SBS予防教育講演		
メンバーの変遷	内科系医師・ 看護師・MSW	未熟児新生児科 副院長、看護師 長を追加	外科系副院長、 小児救急看護認定 看護師を追加	脳神経外科副病 院長がリダーとし て参加	看護部副部長を 追加	在宅支援相談室 師長を追加	代謝内分泌科、 整形外科、眼科 医師、外来看護 師を追加

# 院内統計にみる虐待相談対応件数の推移



(平成10年度～22年度)

# 院内虐待類型別年度別推移 (平成15~22年度)



当院症例では身体的虐待の減少傾向がある。  
総数は増大傾向. ネグレクト・要支援への関与などが増大.  
虐待防止への社会的認知、早期介入・予防事業の成果の反映.

# 体制整備に伴うセンター内の効果

- 1 「maltreatment」に対する職員の意識向上。
- 2 虐待予防を意識した診療・看護・家族支援。
- 3 一時保護委託を利用した、入院病床の効果的利用による、子どもの安全確保。
- 4 虐待対応に対する、個々の職員の負担軽減。
- 5 虐待の医学的判断の精度向上。

# 地域の医療機関との連携

- 1 他の医療機関からの紹介
  - ・虐待に限らず、原則紹介受診。
  - ・平成22年度を例にとると、CAAT対象児童の約4割が他院・救急からの紹介患者。
- 2 メンバーの医師への直接相談
  - ・全体で年間5～10件程度。
- 3 カンファレンス・連携会議
  - ・慢性期の患者、精神科通院中の患者支援のためのカンファレンスは恒常的に開催・参加。

# 児童相談所等関係機関との連携等

- 1 虐待通告件数は、年間5～10件程度。  
原則、病院長名で書面による通告を行っている。
- 2 年間10人前後は、児童福祉法33条による一時保護委託を受託（1人平均50～100日程度）。
- 3 関係機関との連携割合は、児童相談所・保健関係機関が3～4割、医療機関が1～2割となっている。
- 4 児童相談所を含む関係機関とのカンファレンスは、ソーシャルワーカーを窓口として、恒常的に開催している。
- 5 年間数5～10件程度、検察庁、警察、県外の児童相談所などから医学的判断についての協力や専門的意見書作成を要請される。  
メンバーへの労力および時間的負担は大きいですが、無償の協力である。

児童相談所のケースワーカーも参加して、  
画像を見ながら、虐待について検討しています。

**平成20年11月 第1回乳児院・小児医療センター・  
関係機関連絡会議を開催しました。  
(22年2月には、小児科を有する医療機関と  
重心施設にも参加を呼びかけました。)**

# 医療機関から見た虐待対応の課題

- 1 入院の長期化に対応する後方支援病床の確保、及び児童福祉施設との連携システムの構築。
- 2 虐待診断を含め、虐待対応・予防を推進している医療機関に対する社会的・財源的支援。
- 3 県内の他の医療機関と連携した、虐待対応の分散化。
- 4 職員の育成と、継続的なチームの質の担保。